

(都道府県挿入) 認知症ケア専門士会
設立に関する覚書

日本認知症ケア学会（以下、学会という）および日本認知症ケア学会（**地域挿入**）地域部会（以下、地域部会という）と、（**都道府県挿入**）認知症ケア専門士会（以下、専門士会という）は、専門士会の活動の円滑化を図るため、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 専門士会は、学会会則第2条の目的に賛同し、認知症ケアに対する学識と高度の技能の向上、および倫理観を備えた認知症ケア専門職者を養成することで、各地域の保健・福祉に貢献することを目的に事業活動を行うものとする。また、その事業活動は営利を目的としてはならない。

第2条 学会は第4条に掲げる専門士会の事業活動を推進するため、学会が所有する商標（認知症ケア専門士）および標章等の使用を許可する。

2. 地域部会は専門士会に対し、必要に応じた助言を行う。

3. 専門士会の運営は、専門士会が専門士会の名の下に、かつ専門士会の責任において行う。

第3条 専門士会は概ね当該県および近隣地域に勤務する認知症ケア専門士で構成する。

第4条 専門士会は次の各号に掲げる事項の範囲内において、事業活動を行うものとする。

(1) 認知症ケア専門士の知識および技術の研鑽に関する事業

(2) 認知症ケアを必要とする地域住民の生活を支援する事業

(3) 地域住民の認知症ケアに関する知識および技術の普及・啓発に関する事業

(4) その他、第1条に掲げる目的を達成するために必要な事業

第5条 専門士会は学会に対し、年度終了後3か月以内に、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 事業報告

(2) その他（学会および地域部会が提出を求めた書類）

第6条 専門士会は、運営上において知り得た学会および地域部会の機密を、第三者に漏洩してはならない。

第7条 専門士会はその運営に関して、第三者との間で法的紛争が生じたときは、その当該紛争から学会および地域部会を免責し、かつ学会および地域部会に損失が及ばない解決を図らなければならない。

第8条 専門士会の運営に本覚書を逸脱する行為があったとき、学会は専門士会に対し許可した商標および標章等の使用を禁止することができる。

第9条 専門士会が解散するときは、速やかに学会に通知し学会所定の手続に従うものとする。

第 10 条 本覚書に定めのない事項，または本覚書の条項の解釈に関して疑義が生じたときは，学会および地域部会と専門士会が誠意をもって協議の上，これを決定する。
2. 本覚書を実施するために必要な細則は，別に定める。

以上，本覚書を証するため，本書を 3 通作成し，学会および地域部会と専門士会は記名押印のうえ，それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

日本認知症ケア学会
理事長 繁 田 雅 弘

日本認知症ケア学会
(地域挿入) 地域部会
部会長

(都道府県挿入) 認知症ケア専門士会
会 長